

大和市告示第40号

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する告示

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成20年大和市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第8条中「大和市こども部保育家庭課」を「家庭児童相談主管課」に改める。

第10条中「こども部保育家庭課」を「家庭児童相談主管課」に改める。

別表法第25条の5第1号の項関係機関名の欄を次のように改める。

大和市	地域福祉主管課、障がい福祉主管課、生活保護主管課、母子保健主管課、家庭児童相談主管課、保育園及び大和市立病院、並びに教育相談指導主管課及び青少年相談主管課並びに小学校及び中学校
神奈川県	厚木保健福祉事務所大和センター、中央児童相談所及び大和警察署

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。